

一般競争入札公告

一宮市告示第 475 号

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき行政財産である一宮市営住宅の敷地の一部を貸付けする方法により、飲料水等の自動販売機の設置者（以下「設置事業者」という。）を決めるにあたり、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び一宮市契約規則（昭和 50 年一宮市規則第 16 号。以下「契約規則」という。）第 35 条の規定により公告する。

令和 2 年 12 月 9 日

一宮市長 中野正康

1. 入札に付する事項

- (1) 物件名 自動販売機設置を目的とした一宮市営住宅敷地の貸し付け
(2) 貸付場所等

物件番号	設置場所	台数 貸付面積	最低貸付価格（3年分）
1	一宮市木曽川町黒田字西新田西ノ切 9 番地 一宮市営黒田住宅 地内指定場所（屋外）	1 台 約 2 m ²	72,000 円
2	一宮市春明字西砂吹埋 70 番地 一宮市営春明住宅 地内指定場所（屋外）	1 台 約 2 m ²	72,000 円
3	一宮市東五城字若宮 34 番地 一宮市営東五城団地 地内指定場所（屋外）	1 台 約 2 m ²	72,000 円

- ※1 貸付面積には、使用済み容器の回収ボックススペースを含む。
※2 自動販売機の機種により、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障があるかどうかは、事前に現地で確認すること。
※3 設置場所の詳細については別紙「自動販売機設置場所」のとおり。
- (3) 機器等の仕様 仕様については「一宮市営住宅地内指定場所（屋外）に設置する自動販売機の仕様書」のとおり
(4) 貸付期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間
(5) 貸付料 貸付料は、入札により決定した金額（本市が設定する最低貸付価格以上で、最も入札価格の高いもの）

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次の掲げる要件をすべて満たしている者。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 一宮市内又は近隣市町に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。ただし、近隣市町とは下記の表の通りとする。

(近隣市町)

愛知県	江南市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、清須市、名古屋市、津島市、小牧市 春日井市、犬山市、愛西市、あま市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、西春日井郡豊山町
岐阜県	岐阜市、羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、大垣市、瑞穂市、安八郡安八町、安八郡輪之内町、海津市

(3) 自動販売機の設置業務において、入札公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営をする飲料用自動販売機を公共施設等に設置した実績があること。

(4) 下記に掲げる市税、県税及び国税の未納がないこと。

市税	(法人の場合) 法人住民税、固定資産税、軽自動車税 (個人の場合) 個人住民税、固定資産税、軽自動車税
県税	(法人の場合) 法人事業税、法人県民税、自動車税 (個人の場合) 個人事業税、自動車税
国税	(法人の場合) 法人税、消費税及び地方消費税 (個人の場合) 所得税、消費税及び地方消費税

(5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(6) 差押、仮差押、仮処分、競売、滞納処分等を受けていないこと。

(7) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てがなされていないこと。

(8) 公告日から開札日までの期間において、愛知県及び一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。

(10) 公告日から開札日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」(平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。

以下「暴力団排除合意書」という。) に基づく排除措置を受けていないこと。

3. 契約に関する条件

- (1) 自動販売機の設置は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、自動販売機を設置する場所を貸付する方法で行う。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 契約金額は、1(5)に定める貸付料とする。
- (4) 貸付料の請求方法については、契約期間中の会計年度毎に、一宮市が 1 年分の貸付料の納付書を交付し、指定する期限までに納付するものとする。
- (5) 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付日

までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）
第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

- (6) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。
- (7) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状復帰に際し、設置事業者は一切の補償を一宮市に請求することはできない。
- (8) 電気料は、設置業者が直接電力会社と契約の上、支払うものとする。
- (9) 設置事業者は、当該契約に係る自動販売機の毎月の売上本数を、毎月一宮市に報告しなければならない。
- (10) 設置事業者は、関係法令等を遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行わなければならない。

4. 入札参加申込書の提出方法

入札参加希望者は、入札参加申込書などの提出書類を、下記期間中に、下記提出場所まで直接持参すること。（郵送は不可）

提出書類（様式 1～3）は「一宮市公式ウェブサイト」→「事業者向け情報」→「入札情報」→「その他」からダウンロードが可能。

(1) 申込受付期間

公告日から令和 2 年 12 月 25 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出場所

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市役所本庁舎 7 階 まちづくり部住宅政策課

(3) 提出書類

提出書類については、6 ページの「入札参加申込の際に必要な書類」を参照のこと。

ア 入札参加申込書（様式第 1）

イ 誓約書（様式第 2）

ウ 証明書（発行から 3 カ月以内）

法人の場合・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合・・住民票の写し

エ 入札告示の日から過去 3 か年以内に国、県、地方公共団体に、自らが管理運営する飲料用自動販売機を設置した実績を証明する使用許可証又は契約書の写し

オ 国税、県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことの証明書）

（対象は直近年度 1 年分であり、発行日から 3 カ月以内のものとする。）

国税・・（個人）「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

※その 3 の 2 「申告所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」

（法人）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書

※その 3 の 3 「法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」

県税・・（個人）「個人事業税」及び「自動車税」の納税証明書

（法人）「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の納税証明書

市税・・(個人)「個人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の納税証明書
(法人)「法人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の納税証明書

5. 入札参加資格の通知

- (1) 入札参加資格の結果は、令和3年1月7日（木）から令和3年1月13日（水）の間に通知する。
- (2) 入札参加資格の要件を満たしていない者には、理由を付し通知する。その通知を受理した者は、受理した日から5日以内（休日を除く。）にその理由に対して書面により説明を求めることができる。

6. 質問期間

- (1) 質問受付期間

令和3年1月14日（木）午前10時から令和3年1月19日（火）正午まで

- (2) 質問方法

質問はメールでのみ受け付ける。一宮市まちづくり部住宅政策課のメールアドレスに送付すること。質問の回答については、令和3年1月22日（金）に入札申込参加者にメールで回答するとともに、後日、市ウェブサイトに公開する。

* 住宅政策課メールアドレス：jusei@city.ichinomiya.lg.jp

7. 入札執行の日時

令和3年1月28日（木）	物件番号1	午前11時00分
	物件番号2	午前11時15分
	物件番号3	午前11時30分

8. 開札執行の日時

入札後直ちに行う。

9. 入札・開札執行の場所

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 本庁舎 7階 701会議室

(ただし、変更する場合がある。)

10. 入札の無効

契約規則第37条の規定に該当する入札及び本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

11. 入札に関する指示事項

最低貸付価格を下回った入札は、指示事項に違反した入札として無効とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除（契約規則第39条第1項第2号による）
- (2) 契約保証金 免除（契約規則第8条第3号による）

13. 入札金額

- (1) 入札金額は1(4)の貸付期間中の貸付料の総額を記入すること。
- (2) 今回の入札では貸し付けを行う物件が屋外となるため、消費税及び地方消費税相当額の加算はない。

14. 開札

- (1) 落札者は、本市が設定する最低貸付価格以上で、最も入札価格の高い者の価格をもって決定する。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札の関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 入札回数は1回とする。

15. 入札の取りやめ

次の場合には、入札を取りやめ、中止又は延期することがある。

- (1) 談合についての情報があったとき又はその疑いがあるとき。
- (2) 予期しない事態が発生したとき。

16. 契約の締結

- (1) 契約書の条項については別紙契約書のとおり。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (3) 一宮市と契約する名義は申込者名義で行う。

17. 自動販売機設置による売上

市営住宅内敷地に設置した自動販売機の売上本数については、「市営住宅内敷地自動販売機売上本数一覧表」として公表する。

18. その他

その他、定めのないことに関しては、一宮市契約規則に定めるところによる。

当該入札の詳細について、不明な点は一宮市まちづくり部住宅政策課に照会すること。

一宮市まちづくり部住宅政策課 市営住宅グループ

所在地：〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎7階）

電話：0586-85-7011 FAX：0586-73-7809

Eメール：jusei@city.ichinomiya.lg.jp

入札参加申込の際に必要な書類

	書類の名称	個人	法人	任意団体	必要部数	備考
ア	入札参加申込書	○	○	○	1	
イ	委任状	△	△	△	1	
ウ	誓約書	○	○	○	1	
※工	法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	×	○	×	1	コピーで可
	住民票 *任意団体の場合は代表者の分	○	×	○	1	コピーで可
オ	3年以内に飲料用自販機を公共施設等に設置した実績を証明する書類（使用許可証、契約書）	○	○	○	1	コピーで可
※力	国税に関する納税証明書 その3の2「申告所得税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」 *任意団体の場合は代表者の分	○	×	○	1	コピーで可
	国税に関する納税証明書 その3の3「法人税と消費税及び地方消費税の未納がない証明」	×	○	×	1	コピーで可
	県税に関する納税証明書 「個人事業税」、「自動車税」 *任意団体の場合は代表者の分	○	×	○	1	コピーで可
	県税に関する納税証明書 「法人事業税」、「法人県民税」、「自動車税」	×	○	×	1	コピーで可
	市税に関する納税証明書 「個人住民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」 *任意団体の場合は代表者の分	○	×	○	1	コピーで可
	市税に関する納税証明書 「法人住民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」	×	○	×	1	コピーで可

○は要、△は必要に応じて要、×は不要

※は入札参加申込日から3か月以内に発行されたものを提出